

## 知的障害者支援

[ 知的障害者更生相談所 ]

[ 障害者権利擁護センター ]

## ( ) 知的障害者更生相談所

### 1 設置の目的

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法に基づいて、各都道府県が設置する知的障害者の福祉を図るための専門的な相談機関である。

主な業務は

- (1) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。
- (2) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行う。
- (3) 必要に応じ、巡回してこれらの業務を行うことができる。
- (4) 以上のほか、知的障害者の福祉に関することを行う。

### 2 業務内容

#### (1) 来所相談

専門的相談指導

18歳以上の知的障害者に関する療育手帳制度や、障害者総合支援法、また、生活、職業、医療、障害基礎年金受給申請等の問題について、家庭その他からの相談に応じるとともに、必要な助言・指導を行う。

判定・指導

18歳以上の知的障害者を対象として、次のような判定を行うとともに、これに付随して必要な助言・指導を行う。原則的に市・町から依頼のあったものを対象とする。

ア 医学的判定

原(傷)病名及び障害の現況の把握等について、精神科嘱託医による医学的判定を行う。

イ 心理学的判定

心理学的検査(知能検査等)等の結果に基づき、その心理的諸特性を把握し、判定を行う。

ウ 職能的判定

動作能力や作業条件に対する適応力を判定する。

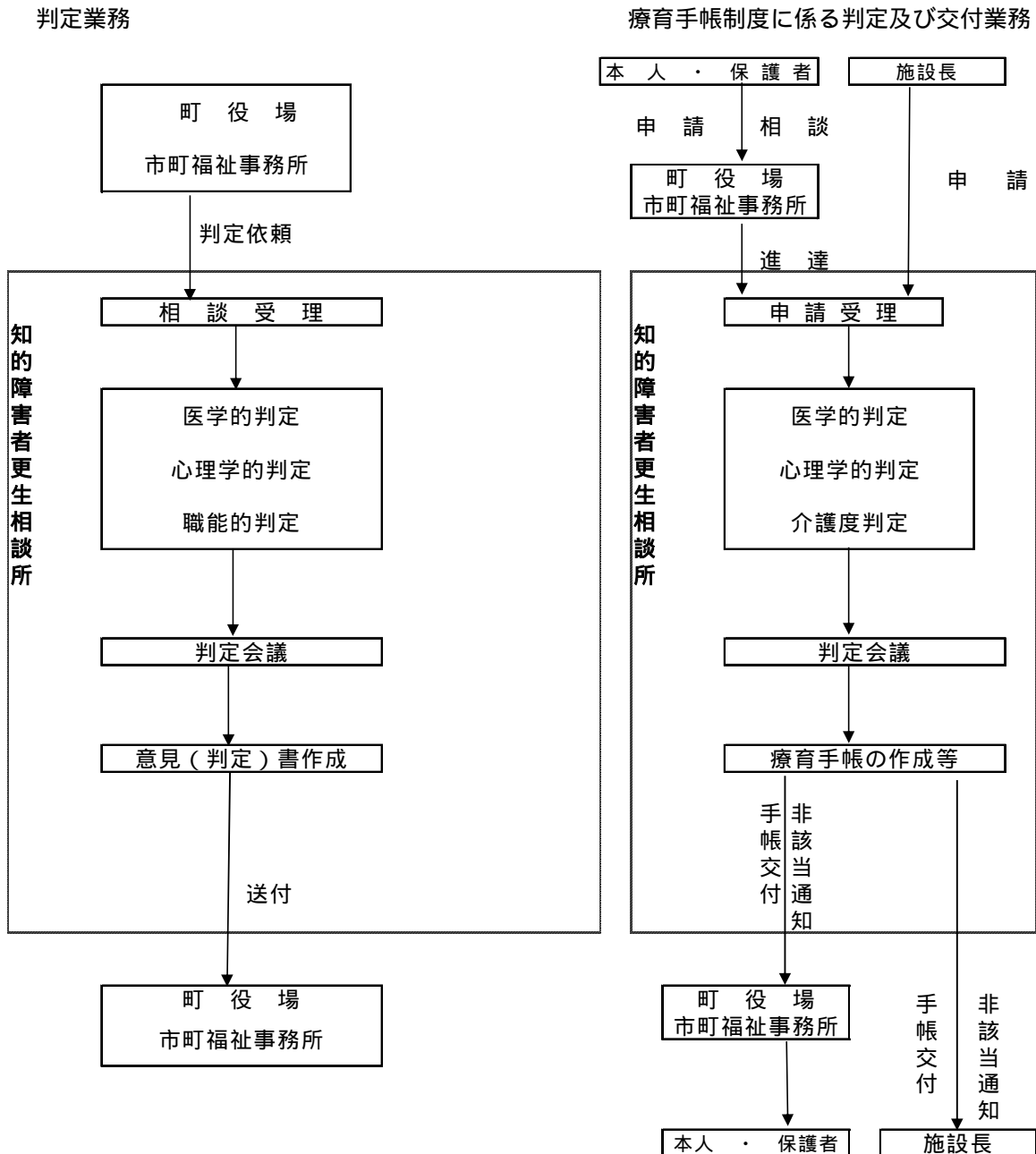
#### (2) 巡回相談

身体の障害等の理由で来所困難な方については、市・町や利用施設・病院等を訪問し、心理学的判定等を実施している。また、離島地区においては、県保健所にて心理学的判定等を実施。

#### (3) 関係機関との連絡調整

障害者雇用連絡会議に出席し、障害者雇用に関し、情報交換を行う。必要に応じ、公共職業安定所等に情報を提供する。

### 3 相談判定業務と療育手帳交付事務



- \* 療育手帳の交付事務は、児者に関わらず知的障害者更生相談所で一括して行っている。  
 (長崎こども・女性・障害者支援センターは平成 23 年度から)  
 (佐世保こども・女性・障害者支援センターは平成 28 年度から)

## ( ) 業務実績

### 1 相談内容別取扱件数

		実人員	相談内容（延べ件数）								計
			施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	
長 崎	来所	2,771	0	0	31	0	604	3	962	1,171	2,771
	巡回	10	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	計	2,781	0	0	31	0	604	3	972	1,171	2,781
佐世保	来所	1,002	0	0	15	0	180	0	398	575	1,168
	巡回	14	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	計	1,016	0	0	15	0	180	0	412	575	1,182
計	来所	3,773	0	0	46	0	784	3	1,360	1,746	3,939
	巡回	24	0	0	0	0	0	0	24	0	24
	計	3,797	0	0	46	0	784	3	1,384	1,746	3,963

相談内容の多くはその他（療育手帳に係る記載事項変更やケース移管等）と療育手帳（交付、再判定等）であり、全体の約 80% を占めている。

残りは「生活」で主に IQ 証明書の発行である。

### 2 判定件数・判定書等交付件数

		判定内容					判定書等交付件数			
		医学判定	心理判定	職能判定	その他	計	障害支援区分	療育手帳	その他	計
長 崎	来所	42	508		20	570		533	401	934
	巡回		10			10		10		10
	計	42	518	0	20	580	0	543	401	944
佐世保	来所	43	217	0	7	267	0	226	230	456
	巡回	0	14	0	0	14	0	14	0	14
	計	43	231	0	7	281	0	240	230	470
計	来所	85	725	0	27	837	0	759	631	1,390
	巡回	0	24	0	0	24	0	24	0	24
	計	85	749	0	27	861	0	783	631	1,414

判定内容は心理判定が 749 件で、全体の約 87% を占めており前年度とほぼ同様である。

### 3 福祉事務所別相談件数

福祉事務所	相談内容								合計
	施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	
長崎市			8		104		205	422	739
佐世保市			6		98		221	369	694
島原市			1		18		29	58	106
諫早市			6		28		105	164	303
大村市			10		35		76	135	256
平戸市			2		16		21	43	82
松浦市			1		10		10	28	49
対馬市			2		6		44	39	91
壱岐市			3		24		39	34	100
五島市			1		4		33	67	105
西海市			1		4		16	29	50
雲仙市					18		35	78	131
南島原市					16		28	66	110
西彼			1		8		39	51	99
東彼・北松			1		20		52	68	141
小値賀町							4	5	9
上五島					9		19	53	81
管外					6		24	9	39
その他			3		360	3	384	28	778
計			46		784	3	1,384	1,746	3,963

福祉事務所別では、人口の多い長崎市、佐世保市で全体の36%を占める。なお、福祉事務所別の「その他」は地区が特定できない電話相談である。

### 4 判定書等文書対応件数（再掲）

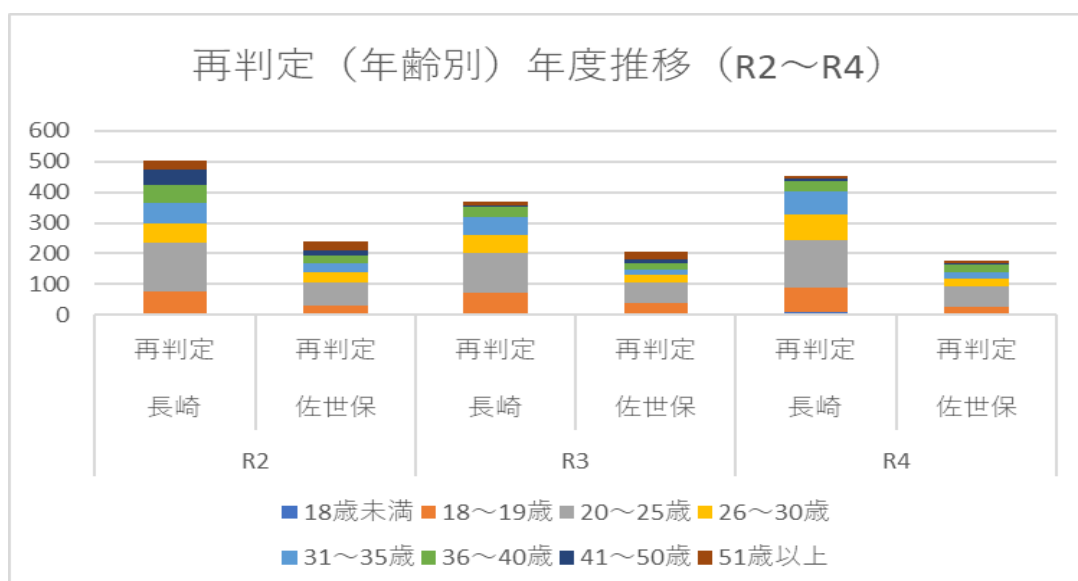
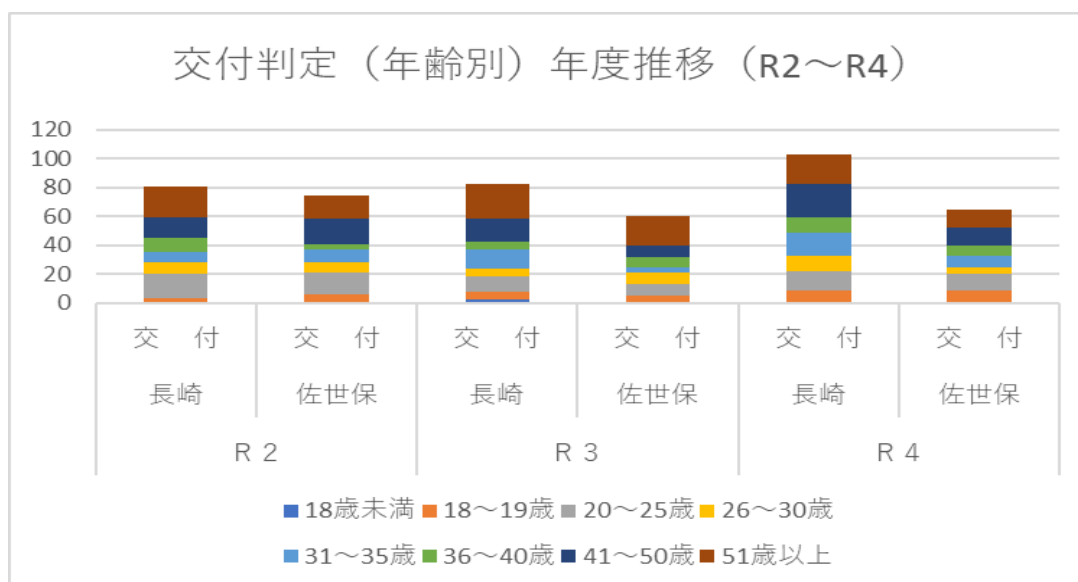
	記載事項 変更届	返還届	職安への 回答	警察への 回答	IQ証明書	ケース移 管	他機関から の判定依頼	他県からの情 報提供依頼及 び情報提供	計
長崎	709	145	28	82	244	222	3	31	1,464
佐世保	327	68	15	30	120	113	3	25	701
計	1,036	213	43	112	364	335	6	56	2,165

3福祉事務所別相談件数のうち、文書で対応した件数（療育手帳発行を除く）を再掲している。項目としては、「職業」「生活」「その他」に該当するものとなる。

## 5 年齢別判定件数

年 齢		18歳未満	18～19歳	20～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～50歳	51歳以上	計	
長 崎	療育手帳	交 付	0	9	13	11	16	10	23	21	103
		再判定	8	80	156	84	75	31	10	9	453
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		8	89	169	95	91	41	33	30	556
佐 世 保	療育手帳	交 付	0	9	11	5	8	7	12	13	65
		再判定	0	26	68	24	19	25	5	8	175
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	35	79	29	27	32	17	21	240

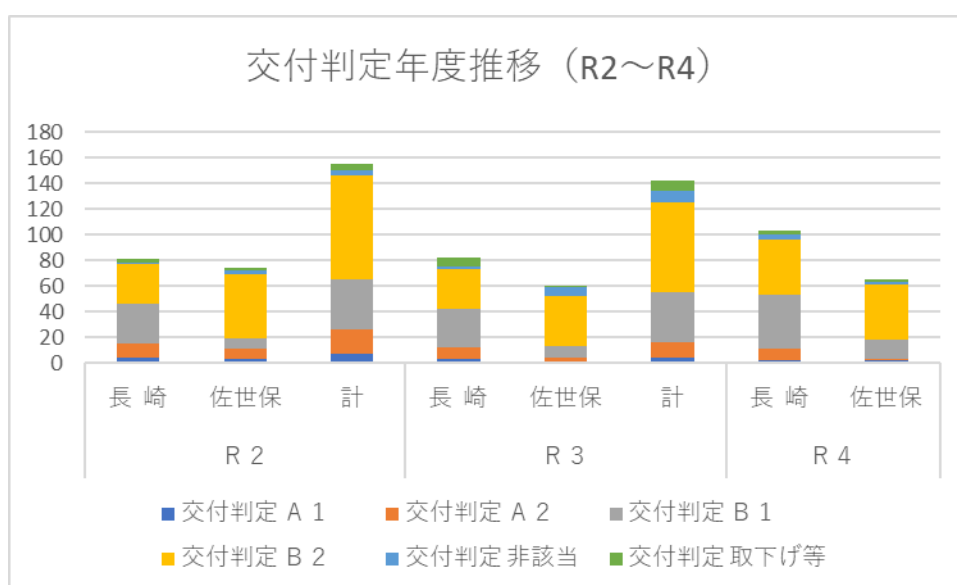
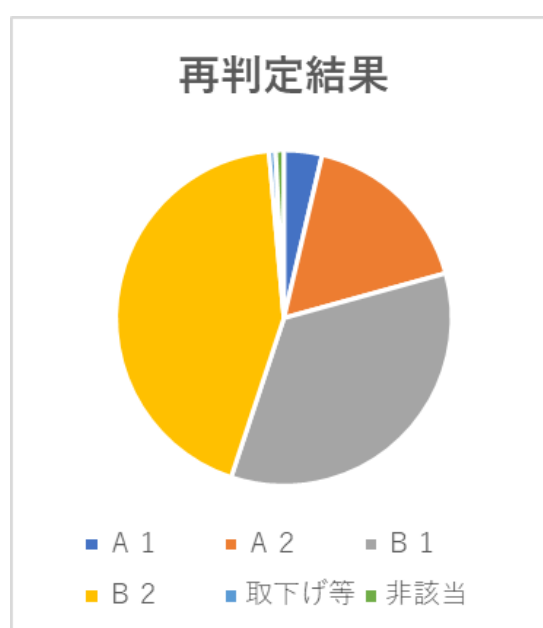
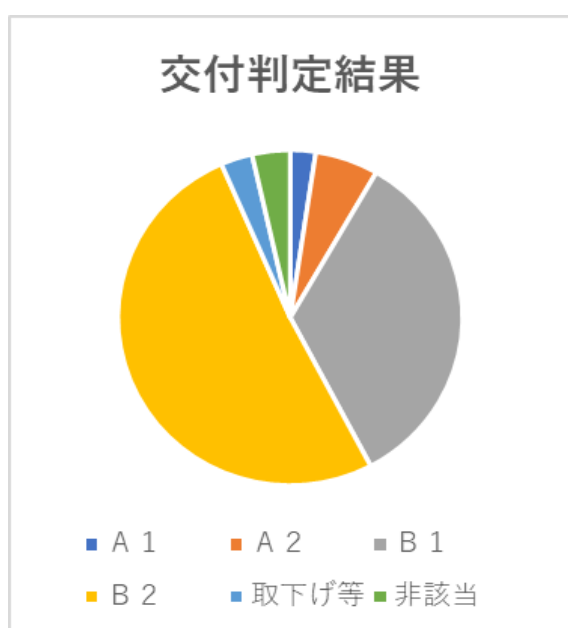
30歳以上の申請については、保護者の高齢化により、手帳を取得のうえ、福祉サービスを利用しながら自活に結びつけたいという動機からの申請が多い。

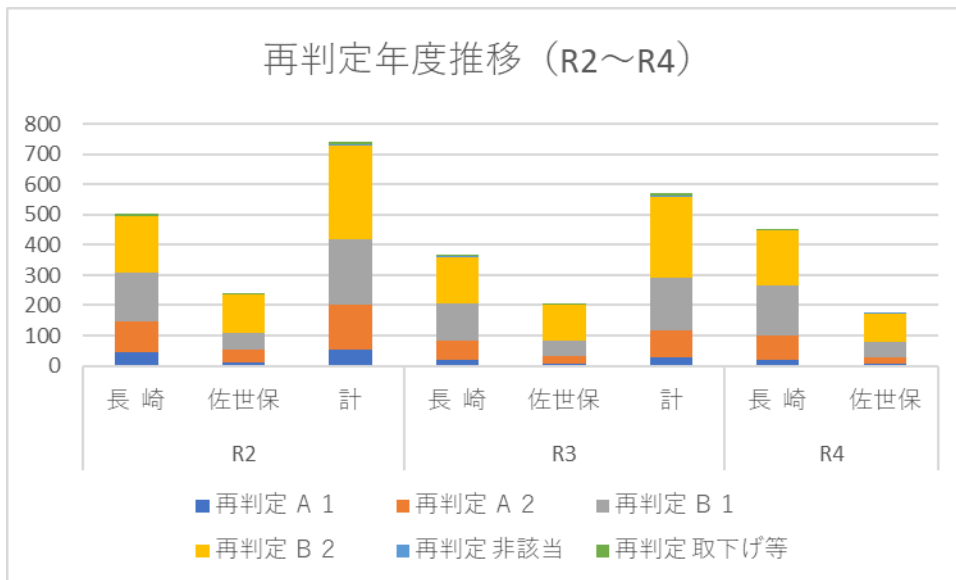


## 6 判定結果内訳

	交付判定							再判定							合計
	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	取下げ等	計	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	取下げ等	計	
長崎	2	9	42	43	4	3	103	18	83	165	181	2	4	453	556
佐世保	2	1	15	43	2	2	65	5	24	51	92	3	0	175	240
計	4	10	57	86	6	5	168	23	107	216	273	5	4	628	796

- 注 1) 障害の程度表示：A 1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）。  
 2) 再判定：障害程度の確認のため、手帳交付後一定期間を経て行う判定。  
 3) 非該当：判定の結果、療育手帳の基準に該当しなかったもの。  
 4) 取下げ等：申請が取下げられたもの、申請を却下したもの、申請書を返戻したものなど。







## ( )療育手帳所持者数(県障害福祉課調べ)

## 1 年齢・障害程度別 全県計

(令和5年3月31日現在)

障害別	療育手帳所持者数						
	A	A1	A2	B	B1	B2	計
年齢別							
6歳未満	0	32	58	0	43	45	178
6歳以上～15歳未満	0	342	277	0	366	645	1,630
15歳以上～18歳未満	0	123	81	0	153	491	848
小計	0	497	416	0	562	1,181	2,656
18歳以上～30歳未満	0	691	423	0	717	1,662	3,493
30歳以上～40歳未満	1	602	385	0	593	697	2,278
40歳以上～50歳未満	0	618	422	0	644	579	2,263
50歳以上～60歳未満	2	583	430	3	662	535	2,215
60歳以上～65歳未満	3	251	222	3	319	242	1,040
65歳以上～70歳未満	1	202	214	0	299	186	902
70歳以上	6	278	397	1	582	250	1,514
うち75歳以上	4	140	197	1	280	106	728
小計	13	3,225	2,493	7	3,816	4,151	13,705
合計	13	3,722	2,909	7	4,378	5,332	16,361
	A			B			計
18歳未満	913			1,743			2,656
18歳以上	5,731			7,974			13,705
計	6,644			9,717			16,361

## 2 市町別・程度別

(令和5年3月31日現在)

市町村名	A	A 1	A 2	B	B 1	B 2	計
長崎市	0	1,171	828	0	1,250	1,280	4,529
佐世保市	2	596	430	0	696	1,138	2,862
島原市	1	152	105	2	147	133	540
諫早市	1	391	303	3	423	497	1,618
大村市	1	295	204	1	336	447	1,284
平戸市	0	83	83	0	128	160	454
松浦市	0	44	65	0	93	139	341
対馬市	3	72	62	0	94	158	389
壱岐市	0	83	63	0	81	163	390
五島市	2	132	115	0	178	161	588
西海市	0	81	77	0	139	140	437
雲仙市	0	144	129	0	185	177	635
南島原市	0	129	128	0	183	156	596
市部計	10	3,373	2,592	6	3,933	4,749	14,663
西彼杵郡	2	154	134	1	172	175	638
長与町	2	94	81	1	96	98	372
時津町	0	60	53	0	76	77	266
東彼杵郡	0	98	74	0	125	248	545
東彼杵町	0	21	20	0	37	60	138
川棚町	0	39	25	0	39	104	207
波佐見町	0	38	29	0	49	84	200
北松浦郡	1	25	37	0	44	64	171
小値賀町	1	6	12	0	12	15	46
佐々町	0	19	25	0	32	49	125
南松浦郡	0	72	72	0	104	96	344
新上五島町	0	72	72	0	104	96	344
郡部計	3	349	317	1	445	583	1,698
合計	13	3,722	2,909	7	4,378	5,332	16,361

## 3 市町別・年齢別

(令和5年3月31日現在)

市町村名	～6	6～15	15～18	小計	18～30	30～40	40～50	50～60	60～65	65～70	70～	小計	合計
長崎市	49	463	234	746	942	662	635	613	280	237	414	3,783	4,529
佐世保市	17	247	139	403	599	395	432	445	175	160	253	2,459	2,862
島原市	6	42	24	72	129	71	70	72	42	26	58	468	540
諫早市	15	195	100	310	349	263	221	167	94	71	143	1,308	1,618
大村市	34	190	88	312	337	183	163	126	50	44	69	972	1,284
平戸市	6	33	21	60	73	56	75	90	28	28	44	394	454
松浦市	2	26	18	46	67	35	48	40	33	25	47	295	341
対馬市	6	37	20	63	80	42	53	64	29	24	34	326	389
壱岐市	5	35	17	57	107	57	40	40	25	27	37	333	390
五島市	3	29	21	53	111	62	81	115	57	38	71	535	588
西海市	6	37	22	65	81	56	74	47	30	31	53	372	437
雲仙市	1	52	34	87	121	82	88	84	48	55	70	548	635
南島原市	3	54	33	90	127	75	50	76	47	56	75	506	596
市部計	153	1,440	771	2,364	3,123	2,039	2,030	1,979	938	822	1,368	12,299	14,663
西彼杵郡	19	101	29	149	159	91	75	56	26	21	61	489	638
長与町	9	45	17	71	103	60	38	34	15	10	41	301	372
時津町	10	56	12	78	56	31	37	22	11	11	20	188	266
東彼杵郡	4	54	33	91	120	81	82	87	32	23	29	454	545
東彼杵町	2	11	7	20	32	20	21	26	7	6	6	118	138
川棚町	0	24	13	37	51	27	32	31	12	9	8	170	207
波佐見町	2	19	13	34	37	34	29	30	13	8	15	166	200
北松浦郡	2	15	10	27	34	25	23	17	9	12	24	144	171
小値賀町	0	2	3	5	4	10	4	6	4	4	9	41	46
佐々町	2	13	7	22	30	15	19	11	5	8	15	103	125
南松浦郡	0	20	5	25	57	42	53	76	35	24	32	319	344
新上五島町	0	20	5	25	57	42	53	76	35	24	32	319	344
郡部計	25	190	77	292	370	239	233	236	102	80	146	1,406	1,698
合計	178	1,630	848	2,656	3,493	2,278	2,263	2,215	1,040	902	1,514	13,705	16,361

## ( ) 障害者権利擁護センター

## 1 設置の目的

平成 24 年 10 月 1 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、県に「障害者権利擁護センター」を設置することが義務づけられた。これにより、平成 25 年 4 月、長崎こども・女性・障害者支援センター内に「障害者権利擁護センター」を設置している。

## 2 業務内容

## (1) 相談対応および関係機関との連携

障害者虐待（主として使用者による虐待）の相談・通報・届出を受け付けるとともに、市町、労働局等の関係機関と連携・協力し、対応を行っている。

例年、各市町障害者虐待防止センター・労働局・県本庁・県障害者権利擁護センター等が、情報交換等を通して各々の役割を発揮できるように、「市町障害者虐待防止センター等連携会議」を当センターで開催している。令和 4 年度は 8 月 26 日に開催し、17 機関 24 名の参加があった。

## (2) 障害者虐待防止・権利擁護研修会の開催

障害福祉サービス事業所等職員を対象に障害者虐待の防止と障害者に対する権利擁護の意識を高めることを目的に開催している。令和 4 年度は 12 月 1 日と 12 月 15 日にオンラインによる研修会を行い、市町職員を含む 274 名の受講があった。

## (3) 広報・啓発

障害者虐待の周知や理解を深めるためにパンフレットを作成し、関係機関に配布している。同誌は当センターのホームページに掲載し、広く活用できるようにしている。

## 3 対応状況等

## 障害者虐待等に係る相談・通報・届出受理件数

市町からの問い合わせ・相談を含む

## (1) 虐待種類別 対象者が重複障害の場合は主な障害の方に計上

年度	対象者 障害別	虐待種類別					総件数
		養護者によるもの	施設従事者によるもの	使用者によるもの	その他・不明	計	
R 2	身体	1				1	15
	知的	1	2	3	1	7	
	精神		1	2		3	
	その他・不明	1	2		1	4	
R 3	身体	2		2		4	23
	知的		3	3	1	7	
	精神	1		9		10	
	その他・不明	2				2	
R 4	身体		1			1	30
	知的	5	3	4		12	
	精神	3	7	1		11	
	その他・不明	1	2	3	0	6	

## (2) 内容別

年度	対象者障害別	虐待内容別（重複あり）							総件数
		身体的	性的	心理的	放棄・ 放置	経済的	その他・ 不明	計	
R2	身体				1			1	18
	知的	2		2	2	1	1	8	
	精神			5				5	
	その他・不明	1					3	4	
R3	身体	1		3				4	27
	知的	1	1	5		2		9	
	精神	1		9		1		11	
	その他・不明	2				1		3	
R4	身体				1			1	32
	知的	3		3		7		13	
	精神			8	1	2		11	
	その他・不明	2		3		2		7	

使用者による虐待については、通報受理後、すみやかに労働局に報告を行い、他の種類に関しても、関係機関と連携を図り対応した。

## 4 研修会等

- 8月26日 市町障害者虐待防止センター等連携会議（当所主催）  
集合形式（オンライン形式での参加者もあり）
- 9月6日、9月14日 厚生労働省障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修  
9月15日 オンライン研修受講（当所より1名受講）  
9月6日はオンラインによるグループワーク受講
- 12月1日、 県障害者虐待防止・権利擁護研修会（当所主催）  
12月15日 オンライン研修として開催。